

# 平成 22 年度 貿易投資円滑化支援事業(実証事業) 公募提案要領

財団法人海外技術者研修協会(以下「AOTS」という。)を幹事法人とし、株式会社テクノリサーチ研究所(以下「TRI」という。)と組織したコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)は、経済産業省からの委託を受けて「貿易投資円滑化支援事業(実証事業)」(以下「本事業」という。)を実施することとなりました。

本事業は、貿易・投資活性化に資する経済制度・システム等の構築が、開発途上国の経済発展のみならず、現地におけるわが国産業の国際展開を促していくとの認識のもとで実施するものです。

貿易・投資活性化に資する経済制度・システム等の構築を図るためには、経済活動を担う民間セクターが主体となった取組が不可欠です。このため、現地の事情に精通し貿易・投資に関する豊富な経験・ノウハウを有する民間企業、NPO、大学等による提案公募により、各国の実情に基づいた先導的な実証事業を実施いたします。

## 記

### 1. 提案者(応募者)の資格要件

提案者は以下の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 日本法人(登記法人)である民間会社、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人等、又は、それらの共同体であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと、また、経済産業省が定める補助金交付決定等停止事業者などに該当していない等、事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- (4) コンソーシアムの要請に応じた経理及びその他事務作業に関する説明・報告(日本語)を AOTS 本部(東京)にてできる等、コンソーシアムが本事業を実施する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

#### <ご注意>

- 1 在外日系企業が応募を希望する際は、日本の親会社と調整の上、親会社が申請する形をとって下さい。
- 2 複数法人による共同提案の際は、コンソーシアムから連絡を取れる窓口及び経費の支払い窓口が必要ですので、代表一社を幹事法人(主提案法人)として選定して下さい。契約締結後に共同企業体協定書を提出し承認を受けることが必要です。

-3 同一内容の案件を協力関係にある企業等が別々に重複応募することはできません。

## 2. 対象となる事業

対象となる事業は、以下の要件を満たすものとします。

### (1) 分野

貿易投資の活性化に資する分野（低所得者層(BOP)の社会的課題の整備・解決・改善に資する分野を含む。）

### (2) 対象地域

開発途上国

### (3) 事業期間

契約期間は、契約締結日から平成 23 年 2 月 10 日(木)までとします。但し実証試験実施期間は、契約締結日から平成 23 年 1 月 31 日(月)までとします。なお、次年度にまたがる事業案件の募集も行います。詳細は「8. 次年度にまたがる事業案件の募集について」をご参照ください。

#### <ご注意>

- 1 契約締結は平成 22 年 7 月以降を予定していますが、審査状況等により遅れる可能性もありますのであらかじめご了承ください。
- 2 現地で機材を備え付けて事業を行う場合、税関での手続き等を含んだ調達期間を考慮のうえ、事業実施に支障が出ないようにご注意ください。

### (4) 内容

- ① わが国と開発途上国の相互の利益となる経済制度・システムを整備・運用する手段として、わが国企業・非営利団体・学術機関等によって実証が可能な技術・ノウハウを先導的にモデルとして設置・導入し、その有効性や実用性を当該国にて証明するとともに、当該国の関係する制度・システムの運用実態の問題点や改善策について検証するもの。
- ② 本事業で実証された技術・ノウハウが、当該国の進める政策等と合致した上で事業性を有するものと認識されれば、日本企業による直接投資や当該国企業等との事業展開に発展させることも派生的効果として期待できるもの。

### (5) その他

- ① 当該国の政策、産業動向などを踏まえ、当該国で事業を行う必要性が精査されている案件であること。
- ② 事業の実施が、当該国の法制度上問題がないこと。
- ③ 環境、社会問題への対応策が検討されていること。
- ④ 実証しようとするシステム・制度・技術が、わが国で確立されていること。(ただし、現地の環境、社会条件などに適合させるための改良又は改善などの軽微なものは除く。)

- ⑤ 当該国において、類似した事業が存在していないこと。また、過去にそのような実績がないこと。但し、前年度において2年度にまたがる事業計画を以って採択されていたものは除く。

<ご注意>

- 1 上記②の確認は各提案者の責とします。契約締結後に、現地法制度に反している事由が確認された場合は、即刻事業を中止するとともに、事業費を返納していただく可能性があります。なお、契約締結後の法制度変更については、個別にコンソーシアムと提案者で検討することとします。
- 2 上記③について、著しく環境、社会に悪影響を及ぼしている事由が確認された場合、即刻事業を中止するとともに、事業費を返納していただく可能性があります。

### 3. 案件種別及び事業費用

#### (1) 案件種別

本事業では案件の内容や規模、提案者における調査や現地調整等の進捗度合い等に応じて以下の通り「Ⅰ型」案件又は「Ⅱ型」案件に区分して事業提案を受けます。コンソーシアムは案件区分に応じた助言、支援を行うことで事業の円滑化を図ります。

Ⅰ型	実証事業計画はあるが、当該国の現地調査、国内・現地の協力機関等との調整が終了しておらず、実証実験を行なう準備が充分には整っていない(行なう準備に相当の時間を要する)案件				
Ⅱ型	実証事業計画に沿って、当該国の現地調査、国内・現地の協力機関との調整が終了しており、大規模な実証実験を行なう場所・設備が整っている案件				
Ⅰ型案件					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">案件実施に向けた折衝・調整</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">啓蒙活動 実験試行</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">結果取りまとめ、 次年度計画策定</div>
Ⅱ型案件					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">実証事業(試験) 準備</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">実証作業</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">結果取りまとめ 検証／総括</div>

案件の区分基準詳細については下記表「案件種別分類基準概要」を参照下さい。

なお、提案された事業内容をコンソーシアムが精査した上で、申請とは異なる種別を指定する場合があります。

#### (2) 事業費用

事業費用の上限額は原則として上記「Ⅰ型」案件で1,500万円/年、「Ⅱ型」案件で4,500万

円/年(いずれも消費税等を含む)とします。事業費用対象となる経費の範囲は、人件費、機材設備費、外注費等、事業の実施に必要な経費、及び事業結果の取りまとめに必要な経費とします。

<ご注意>

- 1 事業費用対象となる経費の範囲及び経費の算出方法については別添 3-ロをご参照いただき、別添 2-ロ-(3)の様式に沿って積算してください。
- 2 事業実施国の関係者に対する技術普及等を目的とする現地でのセミナーの実施や、日本への受入視察等に関わる費用については、コンソーシアムが実証試験推進支援費として別途支出(I型:1案件当たり1,900万円程度、II型:1案件当たり1,400万円程度)できますので、上記の事業費用の上限額には含まれません。

表「案件種別分類基準概要」

要件	「Ⅰ型」案件	「Ⅱ型」案件
[a] 計画状況	<p>計画の対象となる途上国における貿易・投資活性化に資する環境整備や、経済発展を阻害している産業構造・経済制度・低所得者層(BOP)の社会的課題についての整備・解決・改善等に資することが期待される事業の有効性や実用性を実証しようとする<b>目的が明確である。</b></p>	<p>計画の対象となる途上国における貿易・投資活性化に資する環境整備や、経済発展を阻害している産業構造・経済制度・低所得者層(BOP)の社会的課題についての整備・解決・改善等に資することが期待される事業の有効性や実用性を実証しようとする<b>目的及び実行計画が明確である。</b></p>
[b] 事前準備熟度	<p>当該実証事業を行うために、現地における当該事業対象分野のニーズや実施環境の確認・調査、確認現地カウンターパート等関係機関並びに国内関係機関との折衝・調整、実証実験に必要な設備・機材類の<b>選定・準備等に相応の時間を要すると見込まれる。</b></p>	<p>当該実証事業を行うために、現地における当該事業対象分野におけるニーズ確認や実施環境の調査・把握、現地カウンターパート等関係機関並びに国内関係機関との折衝・調整、実証実験に必要な設備・機材類の選定・準備、実証すべき課題等の設定」等が<b>全て又は概ね完了している</b>と見込まれる。</p>
[c] 平成 22 年度内の実施計画内容	<p><b>平成 22 年度に上記[b]の準備を行い、実証試験を実施する、若しくは、平成 22 年度事業の終了時に成果をとりまとめた上で、その成果を活用して平成 23 年度に同案件の実証実験を本格的に実施・完了できる具体的な計画を、有している。</b></p>	<p><b>平成 22 年度内に、上記[b]に基づき実証試験を実施する実行計画を有している</b>(複数年度の事業実施も可能)。</p>
[d] 実証試験での設備・機材類使用	<p><b>平成 22 年度内に、事業実施にあたって大がかりな設備・機材類の使用を必要としない。</b></p>	<p>事業実施にあたって<b>比較的大掛かりなハード(設備・機材・ITシステム等)の使用が必要であり、かつ、そのために必要な処理</b>(当該ハードの手配、リース等使用に必要な外部との契約、現地移送手配(含通関、現地での設置・操作・管理、実証試験終了後の撤収等)を<b>平成 22 年度内に完了できる体制を整えている。</b></p>

#### 4. 事業の実施方法

##### (1) 委託契約について

- ① 事業案件は、提案者たる法人がコンソーシアムから委託を受け、コンソーシアムの幹事法人である AOTS との間で委託契約を締結した上で事業を実施することとします。事業終了後、当該事業実施に要した経費の証憑、帳簿等の検査(確定検査)を行い、支払われるべき委託契約金額を確定し、事業が完了します。
- ② 委託契約の締結者(提案者たる法人)は、事業のすべて、又は一部を第三者へ再委託することは禁じられていますが、事前にコンソーシアムの承認を得た場合に限り、事業の一部の再委託が可能です。
- ③ 委託契約金額は、事業案件の選定後、コンソーシアムが査定した上で決定します。このため契約金額の内訳又は合計金額が提案時の予算額と一致するとは限りません。
- ④ 事業案件として選定された場合でも、コンソーシアムと提案者たる法人との間で必要な契約条件が合致しない場合には、事業対象から除外されることがあります。
- ⑤ 国際情勢の変動等に鑑み、契約に際し、当該国での活動等に一定の条件を付す場合があります。

##### (2) 実証試験におけるコンソーシアムの役割について

- ① コンソーシアムは実証試験事業の期間中、現地調査、現地コンサルテーション、現地関係者向け技術普及セミナー(現地・日本国内)の開催等実証試験の実行性を高めるための支援を実施いたします。
- ② 提案者は必ずあらかじめ上記の支援活動実施希望内容、期間を盛り込んだ実施計画案を提案してください。但し、上記のコンソーシアムの活動に対する経費はコンソーシアムが支弁しますので提案者側の事業費用には含む必要はありません。
- ③ コンソーシアムは、これらの支援活動の実施に当たり、現地での調整やセミナーへの同行、日本国内での視察機会の提供など提案者の協力を求めることがあります。

##### (3) 成果物について

- ① 実証試験の終了後(平成 22 年度第 4 四半期)において、国内の各方面に対して本事業の成果発表の場として、コンソーシアム主催による公開報告会を催します。実証事業を完了した全ての提案者たる事業実施法人等に対して公開報告会への参加を求めます。
- ② 事業を通じて実証された事業成果は、成果物として事業報告書、マニュアルなどを、当該実証試験終了後 1 ヶ月、または、平成 23 年 2 月 10 日のいずれか早い日を期限として、各提案者たる事業実施法人よりコンソーシアムに提出していただきます。提出形式は、紙媒体 3 部及び、原稿電子媒体 1 セットとします。なお、事業を通じて実証された成果及び事業報告書の知的所有権は、原則的にコンソーシアムに帰属します。
- ③ 事業報告書は、情報公開法(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」)に基づき、提出後に一般公開しますが、提案者たる事業実施法人は、コンソーシアムの許可なく実証事業の内容及び成果を公表することはできません。

- ④ 事業終了後、「貿易投資円滑化支援事業」の評価委員会の席上で、報告書の内容について提案者たる事業実施法人に説明していただく場合があります。
- ⑤ 事業成果が不十分と判断された事業者は、次年度以降に行われる本公募事業において事業実施能力が劣るとの評価を受けるだけでなく、事業終了後に自費により未完了事業を実施していただく場合があります。

## 5. 応募方法

### (1) 提出書類

#### ① 提案関係書類

以下表に指定する書類に必要事項を記入の上、2-ロー(1)~(3)の電子データを入れた電子媒体(CD-ROM)ならびに関係資料を添付し、注意事項にしたがい、指定期間内に提出してください。なお、提案書類は提案者に返却しませんのであらかじめご了承ください。

提案書表紙	2-イ	
個別案件票(要約)	2-ロー(1)	
個別案件票(本文)	2-ロー(2)	
個別案件票(事業経費概算)	2-ロー(3)	
提案法人概要	2-ハ	複数法人による共同提案 の場合は全ての法人につ いて提出して下さい
財務諸表(直近3年分)		
パンフレット等法人の概要が分かる資料		
電子媒体(CD-ROM:上記2-ロー(1)~(3)の電子データを格納したもの)		

#### <ご注意>

- 1 上記2-ロー(1)~(3)については、各資料をA4サイズで印字し、下記三点にご留意の上、2穴ファイルに綴じたものを合計8部提出してください。
  - (ア) 2-ロー(1)、(2)、(3)の順でファイルしてください。
  - (イ) 内容理解に役立つと思われる参考資料等の関連資料がある場合は、ファイル巻末にまとめて添付してください。
  - (ウ) 当該ファイルの背表紙には「平成22年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業)」「個別案件名」「提案企業名」の記入をしてください。
- 2 上記2-ロー(2)および(3)については、別添3-イ、ロの記入要領に従って必要事項を記入してください。
- 3 2-ロー(1)~(3)については、入力データを一枚のCD-ROMにまとめた上、CD-ROMに「平成22年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業)」「個別案件名」「提案企業名」を記入したラベルを貼った上で提出してください。
- 4 提案関係書類は、AOTSホームページ(<http://www.aots.or.jp/jp/jissy/documents.html>)から書式をダウンロードして作成してください。

## (2) 提出期限・提出方法

提出関係書類については平成 22 年 5 月 28 日(金)午後 5 時までに、郵送・宅配便又は持ち込みにより以下の提出先に提出してください。なお、郵送・宅配便の場合は、期限までに必着とします。また、FAX や電子メール等での提出は受け付けられませんのでご注意ください。

### 【提案関係書類の提出先】

財団法人海外技術者研修協会(AOTS) 事業推進部 新規事業グループ内  
「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業)」担当宛  
〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1 / Tel: 03-3888-8253

## 6. 事業案件の選定について

### (1) 選定方法

事業案件の選定は、提案された事業計画をもとに、外部有識者で構成される審査委員会の評価結果を踏まえて、コンソーシアムが行います。なお、選定方法は原則として書面審査としますが、必要に応じてヒアリングの実施又は追加書類の提出を求めることがあります。

### (2) 選定基準

- ① 提案者の資格
  - 上記 1. 「提案者(応募者)の資格要件」にある通り
- ② 事業の内容
  - 上記 2. 「対象となる事業」にある通り
- ③ 事業実施国の政策との整合性
  - 事業実施国の施策、マスタープラン、開発計画等との整合性
- ④ 成果普及の可能性
  - 事業実施国の政府もしくは民間機関等の導入・普及計画の有無
  - 実証事業の成果の実現化に向けた提案者独自の計画の有無
  - 導入・普及に向けたカウンターパートとの連携の有無
  - 導入・普及が期待できる経済性等
- ⑤ 事業の効果
  - 事業実施国の経済成長及び環境、社会保全に対する効果
  - 事業実施国の隣接国・地域への効果
  - わが国産業、企業への影響(いわゆるブーメラン効果)等
- ⑥ 提案者のプロジェクト推進能力
  - 事業実施国における支援体制の有無
  - 日本国内における支援体制の有無
  - 活動拠点の有無
  - 技術力及び過去の実績
- ⑦ わが国の政策的ニーズとの関係

### (3) 採択結果の通知・公表

平成 22 年 6 月中旬をめどに提案案件を採択し、コンソーシアムから提案者宛に採択通知書を送付するとともに、コンソーシアムのホームページにて告示します。ただし、審査の状況によっては全体スケジュールが前後することがあります。なお、不採択となった応募案件に関する不採択理由等の問い合わせについては一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### (4) 提出書類の取扱い

採択となった場合は、案件分野、事業実施者、事業内容などの概要を公表します。不採択の場合は、案件分野、事業実施者、事業内容含む一切の概要は公表いたしません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせが妥当と判断される場合は、使用目的を限って、該当機関に概要を知らせる場合があります。

## 7. 経費の支払いについて

原則として以下の①②の時点でコンソーシアムから事業実施経費を支払います。

- ① 契約締結後(全体契約額の 1/2 相当分) (前払い)
- ② 報告書提出、経理報告及び確定検査終了後 (精算払い)

#### <ご注意>

本事業実施においては多額の立替払いをお願いすることになりますので、委託契約を行うに際しては、円滑な事業遂行が実施できる経営基盤に加え、資金等についても十分な管理能力を有している点をコンソーシアムから確認させていただくことがあります。

## 8. 次年度にまたがる事業案件の募集について

### (1) 募集案件の概要、実施方法について

平成 22 年度及び平成 23 年度にまたがる案件も同時に募集します。この場合は、2 年かけて当初の目的を達成させる案件となります。採択に際しては、案件内容に加え、合計 2 年度間の実施が妥当であるかについても審査します。

なお、契約は、年度毎の単年度契約となります。

また、平成 23 年度分の契約にあたっては、平成 22 年度事業完了後に、実施内容の評価を行った上で、平成 23 年度の事業実施の可否を再度審査します。

### (2) 応募に関する注意事項について

「提案者(応募者)の資格要件」、「対象となる事業」、「事業の内容・方法」、「応募方法」、「案件種別及び事業費用」、「事業の実施方法」、「事業案件の選定」、「経費の支払い」等に関しましては、上記 1. ~ 7. の記載どおりですが、次年度にまたがる事業案件の応募に際しては加えて以下の 2 点についてもあらかじめご了承ください。

- ① 初年度の事業成果に対する評価によっては、翌年度事業の契約を行わないことがあります。
- ② 次年度事業については、コンソーシアムが経済産業省から本事業を受託することが前提条件となります。

## 9. お問い合わせ先

本公募に関する問い合わせは、次の電子メールにてお願いします。

### 【問い合わせ先】

財団法人海外技術者研修協会(AOTS) 事業推進部 新規事業グループ内

「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業)」担当

E-mail: [jissy@ots.or.jp](mailto:jissy@ots.or.jp) / Tel: 03-3888-8253

## 10. 個人情報の取り扱いについて

AOTS が取得する提案者の個人情報については以下のとおり取扱います。

個人情報の管理者:

財団法人海外技術者研修協会 総務部長

連絡先: 総務部総務グループ 電話: 03-3888-8211 E-mail: [kojinjoho@ots.or.jp](mailto:kojinjoho@ots.or.jp)

利用目的:

ご提供いただいた個人情報は、本事業の実施に関する手続きのために利用します。それ以外の利用目的又は法令に基づく要請の範囲を超えた利用はいたしません。

尚当協会の個人情報保護方針は、<http://www.ots.or.jp/jp/privacypolicy.html> をご覧ください。

## 11. 別添

- ・ 別添1 「貿易投資円滑化支援事業(実証事業)の進め方」
- ・ 別添2-イ 「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業)提案書」
- ・ 別添2-ロ-1) 「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業) 個別案件票(要約版)」
- ・ 別添2-ロ-2) 「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業) 個別案件票(本文)」
- ・ 別添2-ロ-3) 「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業) 個別案件票(事業経費概算(簡略版))」
- ・ 別添2-ハ 「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業)事業提案法人概要」
- ・ 別添3-イ 「平成 22 年度貿易投資円滑化支援事業(実証事業)個別案件票(本文)の記入要領」
- ・ 別添3-ロ 「個別案件票(事業経費概算(簡略版))の記入要領」

以上